

第5期 障がい者福祉計画 事業評価シート(平成29年～令和2年度分)

事業名	事業内容等	計画※H29年度は見通し（上段）と実績（下段） 各年度 3ヶ月期				評価・課題等	
		区分	H29	H30	R1	R2	
		利用時間	2,226	2,261	2,297	2,333	
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活を営むことが困難な身体障がい者、支援が必要な精神障がい者、知的障がい者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。	利用者数	124	126	128	130	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。利用者は増加しており利用時間も計画数値を上回っているが市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれている。
		利用時間	2,237	2,373			
		利用者数	123	127			
		利用時間	353	470	470	470	
重度訪問介護	常時介護をする重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者に対して、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出における移動中の介護を総合的に行います。	利用者数	3	4	4	4	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。 計画数値より利用者は増加している。サービスの特性上利用者は少ないが一人あたりの支給量は多いサービスである。
		利用時間	514	589			
		利用者数	4	4			
		利用時間	703	729	756	782	
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な障がい者に対して、社会生活上、外出することが必要な場合において、ガイドヘルパーを派遣し、外出先の手引き・案内を行い、障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。	利用者数	53	55	57	59	市の支給基準の範囲においてサービス支給をしている。 近年、強度行動障がい者の休日などの家族支援の意味も含め、市の基準量を超えサービス支給しているケースも増えている。
		利用時間	615	741			
		利用者数	50	62			
		利用時間	336	364	392	420	
同行援護	視覚障がいを有し行動上著しい困難がある障がい者が、社会生活上、外出する場合において、代筆や代読、移動における視覚的情報の支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要な援助を行います。	利用者数	24	26	28	30	利用対象者が限定されているサービスで利用者は少ないサービスであり、実績は計画数値より利用者一人当たりの利用時間が多くなっている。月40時間のサービス支給を基準にしているが、月15時間から20時間程度が平均利用時間となっている。
		利用時間	374	364			
		利用者数	22	20			
		利用時間	1,067	1,136	1,206	1,276	
移動支援	障がい者に対して、社会生活上、安心して外出することが必要な場合において、ガイドヘルパーを派遣し、外出先の手引き・案内を行い、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行い、社会参加の促進に努めます。	利用者数	107	114	121	128	障がい者の社会参加のために市の支給基準の範囲において希望者にサービス支給をしている。計画数値より低いが年々利用時間は増加している。
		利用時間	1,030	1,123			
		利用者数	114	114			
		利用時間	221	236	250	265	
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。	利用者数	46	49	52	55	緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービス支給をしている。利用者数は増加しており、親の高齢化に伴い需要が増えている。
		利用日数	217	287			
		利用者数	51	60			
		利用日数	400	416	431	447	
日中一時支援	主に知的障がい者に対して、一時的に介護困難な場合や、学齢児における長期休暇、放課後支援等を目的として、通所施設等において短時間見守り、保護を行います。	利用者数	102	106	110	114	介護者等の緊急時に対応できるような支援体制作りは必要である。
		利用日数	404	351			
		利用者数	103	99			
		利用日数	400	416	431	447	

事業名	事業内容等	計画※H29年度は見通し（上段）と実績（下段） 各年度3ヶ月期					評価・課題等
		区分	H29	H30	R1	R2	
重度障害者等 包括支援	常時介護をする重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。	利用者数	—	—	—	—	県内に事業所も少なく利用対象者がいないため実績はなし。
療養介護	医療をする常時介護障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において行われる機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。	利用者数	13 15	13 14	13	14	重度の障がい者のためのサービスであり利用対象者は限定されるが、必要な場合は医療機関等と連携し速やかにサービス支給をしている。
生活介護	常時介護をする障がい者に対して、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	4,830 254 4,648 252	5,021 264 4,435 249	5,211 274	5,401 284	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。 市内の事業所で概ね利用することができている。利用者は計画数値は増加の見込みをしているが、利用者数・利用日数共に少し減少している。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において理学療法・作業療法・リハビリテーションなど生活等に関する相談及び助言などの支援をします。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	59 4 24 2	59 4 18 1	59	59	市内に事業所が無く利用対象者も限られるが、必要な場合は、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むができるように、生活能力の維持や向上のために、施設や居宅等において訓練や生活等に関する相談や助言などの支援をします。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	77 5 109 7	77 5 128 9	77	77	市内に事業所が無く利用対象者も限られるが、必要な場合は、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。 近隣市に新たに事業所を開設されたことから利用者は増えている。
宿泊型自立訓練	知的障がい者や精神障がい者に対して一定期間、居住の場を提供し、帰宅後に自立した日常生活又は社会生活を営むができるように、生活能力の維持や向上のための相談や助言との支援をします。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	26 1 0 0	26 1 62 2	26	26	市内に事業所が無く利用対象者も限られるが、必要な場合は、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	395 24 259 17	428 26 377 23	445 27	461 28	利用希望者に対して、サービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。県外事業所の利用を希望する一般就労経験のある精神(発達障がいを含む)障がい者が増えている。
就労継続支援 A(雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	975 46 909 45	1,102 52 864 45	1,229 58	1,356 64	市内にも事業所があり、近年の市外提供事業所の増加によりサービス提供体制が整ってきている。また、就労内容も多様化している。一方で、高齢化に伴う就労継続B型への移行もでできている。
就労継続支援 B(非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	1,427 89 1,663 109	1,539 96 1,850 125	1,652 103	1,764 110	利用希望者にはサービス等利用計画に基づきサービス支給をしている。平成29年11月、平成30年7・9月に市内に事業所が開設され、計画数値より利用者は増加している。

事業名	事業内容等	計画※H29年度は見通し（上段）と実績（下段） 各年度3ヶ月期					評価・課題等
		区分	H29	H30	R1	R2	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	利用者数	—	2	5	9	平成30年度からの新サービス。県内で事業所は少ないが市内に1ヶ所開設されている。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	利用者数	—	0	1	2	平成30年度からの新サービス。県内に事業所はなく、サービス支給実績はない。
地域活動支援センター	障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。	利用者数 (年度)	80 81	80 83	80	80	市内にI型とⅢ型が1か所ずつある。また、希望により市外の施設の利用も可能である。利用希望者には事業所との調整のもと速やかにサービス支給している。
児童発達支援事業	心身の発達に心配や不安がある在宅の障がい児等を、施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等を提供していきます。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	1,355 213 1,340 212	1,355 213 1,406 214	1,355 213 213 213	1,355 213 213 213	母子保健事業との連携において、必要な児童に対して児童通所支援計画に基づき速やかなサービス支給をしている。市外事業所の利用を含め、利用においての待機者はいない。市外には短時間の個別支援を行う事業所が開設されるなど、支援の形態が多様化してきている。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事により、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。	利用日数 利用者数 利用日数 利用者数	2,014 213 2,463 206	2,307 244 2,464 230	2,601 275 275 306	2,894 306 306 306	利用者は増えているが利用日数は横ばいである。必要な児童に対しては児童通所支援計画に基づき速やかなサービス支給をしている。また、効果的な支援ができるよう学校との連携ができる体制作りに努めている。
施設入所支援	在宅での生活が困難な障がい者が施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。	利用者数 利用者数	70 64	69 59	69 68	68	施設入所者の高齢化が進み、亡くなる方や医療依存度があがったことによる退所が増えている。
共同生活援助(グループホーム)	地域において共同生活を営むに支障のない障がい者に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行い、障がい者の自立生活を助長することを図ります。	利用者数	44 47	45 45	52 53	53	近年、高齢化に伴う親の病気や死亡などが相次いでおり、グループホームの需要は増えている。今後、益々需要の拡大が想定される。
福祉ホーム	居住の場の確保が困難な障がい者に対し、地域生活を維持するために、5年から10年の中期的な入居施設として「福祉ホーム」による住居の提供を図ることにより、緊急時における安心感を付与するとともに、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。	市内施設利用者 市外施設利用者 市内施設利用者 市外施設利用者	19 4 17 4	19 4 18 4	19 4 4 4	19 4 4 4	市内に1か所有し、市外に3か所の利用がある。施設の受け入れ態勢が整えば、支援計画により速やかなサービス支給を行っている。
訪問入浴サービス	通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し在宅での入浴を行います。	利用者数	1 1	1 1	1 1	1 1	利用対象者が限定されるサービスで利用実績は少ない。利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っている。
補装具費の支給	身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。	利用件数 (年度)	213 190	214 198	215 216	216	利用希望者からの申請に対し、迅速な支給決定に努めた。
日常生活用具の給付	在宅の主に重度身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等の障がい部位に応じた用具を給付します。	利用件数 (年度)	2,035 2,131	2,115 2,174	2,195 2,275	2,275	利用希望者からの申請に対し、迅速な支給決定に努めた。利用件数は年々増加している。

事業名	事業内容等	計画※H29年度は見通し（上段）と実績（下段）					評価・課題等
		区分	H29	H30	R1	R2	
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者の派遣制度の充実に努めます。	派遣件数 (年度)	302 237	319 300	336	353	利用希望者からの申請に対し、迅速な派遣決定に努めた。
要約筆記者の派遣	聴覚障がい者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思の疎通を図るため、要約筆記者の派遣制度の充実に努めます。	派遣件数 (年度)	39 35	39 38	39	39	利用希望者からの申請に対し、迅速な派遣決定に努めた。
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する障がい者に対して、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画等を作成し、サービスの利用状況の検証や計画の見直し等を行います。	利用件数 (月平均)	99 96	104 107	109	114	現在市内には7ヶ所の相談支援事業所がある。計画は100パーセント策定しており件数は増加している。サービス利用者の増加により策定数も増加する。
児童相談支援	児童通所サービスを利用する障がい児に対して、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画等を作成し、サービスの利用状況の検証や計画の見直し等を行います。	利用件数 (月平均)	96 93	103 99	110	117	
地域移行支援	障がい者支援施設等の入所者や、精神病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他、地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	利用件数 (月平均)	1 1	1 1	1	1	サービスの浸透度も少なく対象者も限られるため利用者は少ない。今後、障がい者の地域移行に向け、相談支援の質的・量的確保が必要である。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。	利用件数 (月平均)	1 0	1 0	1	1	サービス支給実績はない。
盲導犬及び介助犬の貸与	重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与することにより就労等社会参加活動を支援します。	申込件数	— 0	— 0	—	—	県内での貸与件数が限られ平成28～30年度のサービス支給実績はない。
ファックス119事業	聴覚や音声機能等障がい者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図ります。	申込件数	— 28	— 28	—	—	聴覚障がい者の緊急連絡手段の一つとして重要な事業である。対象者は限られ現状維持である。
Web119番 (H28新規)	聴覚や音声機能等障がい者が、火災や急病等の緊急事態発生時にWebで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図ります。	申込件数	— 30	— 33	—	—	平成28年度から開始。団体を通じて効率的に啓発したこともあり初年度から利用者はFAX119と同等数あり、徐々に増加している。
身体障害者相談員の設置	身体障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障がい者の地域活動の推進・関係機関の業務に対する協力等、身体障がい者の福祉の向上を図ります。	相談員数	— 7	— 7	—	—	平成25年度より、県事業から市の任意事業に移行したが、引き続き各種障害者団体等から推薦された代表者に委託し、相談支援事業の充実に努めた。
知的障害者相談員の設置	知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、知的障がい者の福祉の向上を図ります。	相談員数	— 4	— 4	—	—	平成25年度より、県事業から市の任意事業に移行したが、引き続き各種障害者団体等から推薦された代表者に委託し、相談支援事業の充実に努めた。
生活支援センターの設置委託	障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るために、専門的な相談員を配置し、本人又はその保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係各機関と連携した相談体制の充実を図ります。	設置箇所数	4 4	4 4	4 4	4 4	障がい特性に応じた相談が身近でできるよう、それぞれ障がい種別ごとの生活支援センターを4か所設置し、緊急時にも対応できる体制をとっている。生活支援センターによる相談件数は年々増加し、相談内容も複雑化しているため、相談員の経験と高いスキルが求められる。また、相談員数も十分ではない。